

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大成産業株式会社	代表者氏名	酒井 睦夫
主たる営業所の所在地	駒ヶ根市中沢1785番地52		
許可番号	長野県知事（般-28） 第21756号	許可を受けている 建設業の種類	と

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成29年9月28日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第11号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し （とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し）			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
大成産業株式会社の代表取締役は、伊那簡易裁判所から傷害の罪により罰金30万円の刑の言渡しを受け、平成29年5月30日、その刑が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			